

■ 払込み規定

1 適用範囲

振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）に現金又は第8条第1項に規定する証券等を受け入れる取扱い（以下「払込み」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。

2 払込みの種類

- (1) 払込みの種類は、通常払込み及び電信払込みとします。
- (2) 通常払込みにおいては、個々の払込みを適宜取りまとめたうえ一括して、電信払込みにおいては、払込みの請求があったときにその都度即時に、振替口座への受入れを行います。
- (3) 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（第4条、第7条及び第13条第1項において「総合口座」といいます。）への払込みについては、電信払込みに限ります。

3 取扱店の範囲

払込みは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

4 払込み

- (1) 窓口における払込みは、次により取り扱います。
 - ① 払込みをしようとするときは、当行所定の払込書に払込金額その他当行所定の事項（法令に定める取引時確認に係る確認事項を含みます。）を正確に記入のうえ、本支店等に提出してください。
 - ② 払込専用カード（払込人及び払込金を受け入れる一般口座（総合口座以外の振替口座をいいます。第5項、次条第4項及び第13条第1項において同じとします。）を特定するために必要な事項を電磁的方式によって記録したカードをいいます。以下この条及び第13条第1項②において同じとします。）により払込みをしようとするときは、払込金額のみを記入した当行所定の払込書に払込専用カードを添えて本支店等に提出してください。
 - ③ 総合口座の加入者が本人払込み（加入者が自己の振替口座にする払込みをいいます。第5項及び第13条第1項において同じとします。）をしようとするときは、払込金額その他当行所定の事項を記入した当行所定の払込書に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。）又はカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）を添えて本支店等に提出してください。

- ④ 当行は払込書に記載された事項又は払込専用カードに記載された事項及び払込書に記載された払込金額を払込みの内容として取り扱います。
- (2) 通常払込みにおいて、当行が認めるときは、貯金の払戻金を当行所定の方法により払込金に充当することができます。
- (3) 当行所定の払込みが利用できる現金自動預払機（以下この条、次条第2項及び第14条第1項において「ATM」といいます。）による払込みは、次により取り扱います。
- ① ATMは、本支店等に掲示された時間内に利用することができます。
- ② 払込みをしようとするときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って当行所定の払込書又は払込専用カードを挿入し、払込金額その他必要事項を正確に入力してください。
- (4) 前3項の払込みの内容について、払込書の記載内容の不備、払込専用カードの記録内容の不備又はATMへの誤入力があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。
- (5) 払込みに当たっては、払込金及び当行所定の料金（払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金又は一般口座の加入者が本人払込みをするためにあらかじめ指定した一の本支店等（第13条第1項において「加入者払込店」といいます。）において本人払込みをする場合若しくは総合口座の加入者が本人払込みをする場合を除きます。）（次項及び次条において「払込金等」といいます。）を支払ってください。
- (6) キャッシュカード規定第7条（払込み等）による払込みにおいては、貯金の払戻金を払込金等に充当します。

5 払込みの成立等

- (1) 窓口における払込みは、当行が払込みを承諾し、払込金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) ATMによる払込みは、当行がコンピュータシステムにより払込みの内容を確認し、払込金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 払込みがあったときは、当行は払込金受領証又は振替受付票（以下この項、第11条及び第12条第2項において「払込金受領証等」といいます。）を交付しますので、払込みの内容を確認してください。この払込金受領証等は、払込みの受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
- (4) 当行所定の方法により払込証明の申込みをした加入者の一般口座あての払込みがあったときは、当行所定の払込証明書を払込人に交付します。

6 払込みの内容の通知

払込みがあったときは、当行は、その払込みの内容に基づいて、当行所定の方法により次のように取り扱います。

- ① 通常払込みの場合には、個々の払込みを適宜取りまとめたうえ、当行の事務センターに通知します。

- ② 電信払込みの場合には、払込み時にその都度即時に当行の事務センターに通知します。

7 特殊取扱

- (1) 払込みに係る特殊取扱として、当行所定の方法により次の取扱いを請求することができます。
 - ① 総合口座に電信払込みをする際に払込人の住所及び氏名並びに口座受入金額等を払込金を受け入れる当該総合口座の加入者に当行所定の方法により通知する取扱い
 - ② ①に準ずる取扱いとして当行が別に定めるもの
- (2) 前項①の取扱いについては、同項の当行所定の方法によるほか、総合口座に電信払込みをする際に、払込書に払込人を特定する番号を記載することにより請求することができます。
- (3) 第1項の請求に当たっては、当行所定の料金（払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する場合を除きます。）を支払ってください。

8 払込金に充てることができる証券等

- (1) 払込みにおいては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（以下「証券等」といいます。）を現金に代えてその表示する金額で払込金に充てることができます。
- (2) 小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券等のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の場合を除き、当行所定の料金を支払ってください。

9 払込金に充てられた証券等の決済不能等

- (1) 証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による払込みについては、その表示する金額による決済又は払渡しがあった後に払込金を振替口座に受け入れます。
- (2) 払込金に充てられた証券等につき、その表示する金額による決済ができなかったとき又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかったときは、その払込みは、初めからなかったものとして取り扱います。この場合、その旨を払込人に通知するとともに、当行所定の方法により、払込金受領証と引換えに当該証券等を返却します。
- (3) 提出された払込金受領証について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて当該払込金受領証と引換えに証券等を返却しましたうへは、それにより生じ

た損害については、当行等は責任を負いません。

10 払込みの内容の照会等

払込みを受ける振替口座に払込金の受入れが行われていない場合には、速やかに本支店等に照会してください。この場合には、調査した結果を当行所定の方法により報告します。

11 払込みの取消し

- (1) 払込みの取消しの請求をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、本支店等に提出してください。この場合、払込金受領証等を提出してください。
- (2) 払込みの内容が本支店等から当行の事務センターに通知されている場合にあつては、本支店等から当行の事務センターに取消しの内容を通知します。
- (3) 第1項の取消しの請求に当たっては、当行所定の料金を支払ってください。
- (4) 当行の事務センターが払込みの内容を受信した後であるときは、取消しができないことがあります。この場合には、その旨を払込人に通知しますので、加入者との間で協議してください。
- (5) 第1項の取消しについては、提出された払込金受領証等について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

12 払込金の返還等

- (1) 払込人の指定した払込金を受け入れるべき振替口座がないとき又は払込みの取消しにより返還すべき払込金があるときは、当行所定の通知書を作成して送付します。
- (2) 前項の通知書による返還金の払渡しを請求しようとするときは、住所を記入し、記名押印又は署名のうえ、指定された本支店等に提出してください。この場合、払込金受領証等の提示を求めることがあります。
- (3) 払込金の返還を受けるとするときは、払込人が第1項の通知書を新たに払込金の返還を受けようとする本支店等に提示してください。この場合、払込金の返還について相当の期間をおくことがあります。
- (4) 提出された第1項の通知書について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて払込金を返還しましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

13 料金

(1) 払込み（一般口座の加入者が加入者払込店において本人払込みをする場合、総合口座の加入者が本人払込みをする場合その他当行所定の場合を除きます。）については、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。

- ① 払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。た

だし、当行所定の場合には、加入者が負担する料金とは別に払込人から現金でいただきます。

② 払込専用カードによる払込みについては、払込金を受け入れる加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。

③ ①及び②以外の場合は、払込人から現金（貯金の払戻金を払込金に充当する場合には、貯金の払戻金を含みます。）でいただきます。

(2) 払込みの取消しの請求に当たっては、当行所定の取消料金を現金でいただきます。この場合、取消しの成否にかかわらず、払込みの料金（前項に規定する料金をいいます。）及び取消料金は返却しません。

(3) 払込みにおいて、特殊取扱を請求したときは、当行所定の料金を第1項に準じた方法によりいただきます。

(4) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の場合を除き、当行所定の料金を現金でいただきます。

14 通知等のための連絡先等

(1) 払込みについて払込人に通知し又は照会する場合には、払込書その他の払込みに係る請求のために提出された当行所定の書類に記載された住所若しくは電話番号又はATMに入力された電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備若しくは誤入力又は電話の不通等によって通知し又は照会することができなくても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

15 払込みに関する情報の通知

当行は、業務を適正に遂行するため、払込書その他の払込人から提出された書類に記載された住所、氏名その他の情報を、加入者に通知することがあります。

16 災害等による免責

次の事由により払込みにつき不能又は遅延があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。

① 災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき

③ その他当行等以外の者の責に帰すべき事由があったとき

17 規定の適用

払込みには、この規定のほか、「振替貯金口座規定」及び「キャッシュカード規定」が適用されます。

18 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2026年1月5日から実施します。